

資料

1 介護予防市町支援委員会委員名簿

(平成24年3月現在)

介護予防市町支援委員会 (7名)

区 分	職 名	氏 名
学識者	県立医療技術大学保健科学部長	宮内 清子
医師	県医師会常任理事	富田 祐三
医師	県東予地方局健康福祉環境部今治支局 保健統括監	廣瀬 浩美
歯科医師	県歯科医師会地域保健委員委員長・ 西宇和支部副会長	宇都宮 久記
栄養士	県中予地方局健康福祉環境部健康増進課 技術課長補佐	井上 豊
市町関係者	砥部町広田支所専門員兼 ひろた交流センター専門員	佐伯 直子
住民代表者	西条市介護相談員	岩間 寿子

運動機能部会 (3名)

区 分	職 名	氏 名
介護保険事業者	指定居宅介護支援センターそらいろのたね 介護支援専門員	岸 治代
理学療法士	松山市保健所健康づくり推進課理学療法士	山本 美和
医師	県東予地方局健康福祉環境部今治支局 保健統括監	廣瀬 浩美

口腔機能部会 (3名)

区 分	職 名	氏 名
歯科医師	県歯科医師会地域保健委員委員長・ 西宇和支部副会長	宇都宮 久記
歯科衛生士	県歯科衛生士会専務理事 (河原医療大学校歯科衛生学科専任教員)	松井 寛子
市町関係者	新居浜市地域包括支援センター主幹	三木 由香里

栄養改善部会 (3名)

区 分	職 名	氏 名
栄養士	県中予地方局健康福祉環境部健康増進課 技術課長補佐	井上 豊
保健師	県東予地方局健康福祉環境部今治支局企画課 企画情報グループ担当係長	倉田 朋子
住民代表者	県食生活改善推進連絡協議会会長	秦 栄子

閉じこもり・認知症部会 (3名)

区 分	職 名	氏 名
市町関係者	松野町地域包括支援センター 主任介護支援専門員	上本 恵子
住民代表者	西条市介護相談員	岩間 寿子
市町関係者	砥部町広田支所専門員兼 ひろた交流センター専門員	佐伯 直子

2 愛媛県介護予防市町支援委員会設置要綱

(設置)

第1条 市町が実施する、介護保険法に基づく予防給付及び地域支援事業における介護予防事業（以下「介護予防関連事業」という。）について、県が事業評価等を行うことにより、市町における効果的な介護予防関連事業の実施を支援することを目的として、国の「介護予防市町村支援事業実施要綱」（平成18年3月31日付け老発第0331025号厚生労働省老健局長通知）のほか、この要綱に基づき、愛媛県介護予防市町支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 支援委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 介護予防の普及啓発に関すること
- (2) 介護予防関連事業に従事する人材の確保及び資質向上に関すること
- (3) 介護予防関連事業の事業評価に関すること
- (4) その他介護予防関連事業の適切な実施に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 支援委員会は、委員9人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係団体ほか医師、歯科医師、保健師、栄養士、理学療法士、介護支援専門員等の保健、医療、福祉の専門知識を有するもの
- (2) 市町関係者
- (3) 介護保険事業者、住民代表者
- (4) 保健所長、学識経験者
- (5) その他会長が必要と認めるもの

(会長及び副会長)

第4条 支援委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を統括し、支援委員会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 支援委員会に、専門部会を置く。

2 専門部会は次の4部会とし、各部会とも委員5人以内で組織し、委員は第3条第1項第1号から第5号に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 運動機能部会
- (2) 口腔機能部会
- (3) 栄養改善部会
- (4) 閉じこもり・認知症部会

(専門部会長及び副部会長)

第6条 各専門部会に専門部会長及び副部会長を置く。

- 2 専門部会長は委員が互選し、副部会長は専門部会長が指名する。
- 3 専門部会長は専門部会の会務を統括する。
- 4 副部会長は専門部会長を補佐し、専門部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 支援委員会及び専門部会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 支援委員会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 専門部会の会議は、専門部会長が主宰することができる。
- 3 会長は必要に応じ、支援委員会の会議に介護予防に関する専門家等を招致し、意見を求めることができる。

(解散)

第9条 支援委員会は、その任務を達成したときに解散する。

(庶務)

第10条 支援委員会の庶務は、保健福祉部生きがい推進局長寿介護課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月18日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行日以後、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行日以後最初に開催される会議は、第8条第3項の規定にかかわらず、保健福祉部長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行日以後、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行日以後最初に開催される会議は、第8条第3項の規定にかかわらず、保健福祉部長が招集する。